

鉱業法施行規則第 27 条(様式第 20 (その
5))に基づく採掘権に関する施業案の記載の
手引き

(石油及び可燃性天然ガス鉱山)

近畿経済産業局

1. 一般的留意事項

- (1) 施業案提出の際は、別紙 1 及び別紙 2 の様式により申請書を提出すること。
- (2) 施業案の認可申請は、別紙 3 の様式により、正本 1 部、副本 2 部を提出すること。
- (3) 鉱業権者が共同の場合は、全員の住所・氏名を連記し、代表鉱業権者の住所・氏名を記載し、押印の上提出すること。
- (4) 鉱業代理人が申請する場合は、鉱業権者名を併記すること。
- (5) 合併施業案認可申請の場合は、開発計画範囲の鉱区のみを対象とすること。
- (6) 変更施業案の認可申請の場合は、変更事項のみ記載し、変更がない事項については「変更なし」と記載すること。
- (7) 記載事項中の記載事項について、該当事項のない場合は、その旨記載すること。
- (8) 施業案の記載事項中添付図により説明する場合は、当該施業案の記載事項欄にその旨記載すること。
- (9) 施業案の添付図には、葉ごとに「〇〇〇鉱山、施業案添付図」と記載するほか、申請年月日、図面番号、図面名、及び鉱業権者名を記載すること。
- (10) 申請書の文章は口語体とし、当用漢字、現代かなづかいとすること。
- (11) 申請書用紙の大きさは、A 列 4 判、横書き左とじとすること。

2. 施業案の更新

次の場合は経済産業局の指導により新たな施業案を提出し認可を受けること。

- (1) 施業案変更の認可は、本記載の手引きのとおり、主要な施設、作業方法のみであり、軽微なものは除外されているため、軽微な変更が重なることにより施業の実態と、既に認可を受けた施業案と大きな相違が生じてくる場合があるので、この場合は施業の実態とあった新たな施業案を提出し認可を受けること。
- (2) 変更施業案が度重なることにより、施業案による施業の実態把握に困難を生じてきた場合は、これらを 1 つにまとめた新たな施業案を提出し認可を受けること。

(別紙1)

採掘権に関する施業案認可申請書

平成 年 月 日

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所	
	氏名	印
〔 鉱業代理人	住所	〕
	氏名	

下記の鉱業権について、施業案の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

記

1. 鉱業権の登録番号
2. 鉱山名

記載注意

1. 租鉱権の施業案認可申請の場合は、標題にある「採掘権」を「租鉱権」と読み替えるものとする。
2. 合併施業案認可申請の場合は、標題に「合併」と追加記載すること。
3. 鉱区数が多い場合は、代表鉱区番号他〇〇件と記載し、その他の鉱区番号は、別紙に記載添付すること。

(別紙2)

採掘権に関する変更施業案認可申請書

平成 年 月 日

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所	
	氏名	印
〔 鉱業代理人	住所	〕
	氏名	

平成 月 日 付け〇〇〇第〇〇号をもって認可を受けた〇〇鉱山にかかる施業案を下記理由により変更したいので、別紙のとおり申請します。

記

1. 鉱業権の登録番号
2. 鉱山名
3. 変更申請の理由

記載注意

別紙(1)に準ずる。

(別紙 3)

採掘権に関する施業案

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所 氏名	印
〔 鉱業代理人	住所 氏名	
		印

1. 鉱区の所在地及び面積
2. 採掘権の登録番号
3. 鉱山の名称
4. 目的とする鉱山の名称
5. 試掘又は採掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - ①過去における調査、開発の経緯
 - ②地質構造
 - (2) 主要な地層、ガス層又はアスファルト鉱床の位置及び厚さ
 - ①稼行対象油層の賦存状態
 - ②油層の形質、性状
 - ③指定油層名
 - ④鉱量等
 - (3) 試掘の方法
 - ①試掘の計画
 - ②掘さく方法、装置等
 - ③掘さくバージと陸上基地との連絡方法
 - ④掘さく泥水成分と泥水検査の方法
 - ⑤各種地層検査項目等
 - ⑥遮水及び遮水試験、仕上げの方法
 - ⑦試油、試ガステストの方法
 - ⑧主要電気施設等
 - ⑨坑井の封鎖の概要等
 - (4) 採掘の方法
- (4) - 1 開発関係

- ①開発計画
- ②掘採施設、装置
- ③掘さくバージ、プラットホームと陸上基地との連絡方法(海域のみ)
- ④掘さく泥水成分と泥水検査の方法
- ⑤各種地層検査項目等
- ⑥遮水及び遮水試験、仕上の方法
- ⑦採取の方法、採取施設
- ⑧二次採取の方法
- ⑨主要電気施設等
- ⑩坑井の封鎖の概要等
- (4) - 2 生産関係
 - ①既存坑井の状況
 - ②生産の状況
 - ③採取の方法、採取施設
 - ④主要電気施設等
- (4) - 3 管理
 - ①産出状況の管理
 - ②圧入による鉱床破壊防止の監視
 - ③施設の運転、制御管理
- (5) 1年間における産出予定量
- (6) 採掘を行うための資金計画
- (7) 採掘を行うための体制
- 6. 運搬に関する事項
 - (1) 油・ガスの輸送方法
 - (2) 油・ガスの輸送施設
- 7. 処理に関する事項
- 8. 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 作業の安全、その他人に対する危害の予防に関する事項
 - ①墜落、機械・器具による災害防止の基本的対策
 - ②掘さく(試油作業を含む)、採油、改修(抜管、チュービング取替を含む)、
廃坑、貯蔵、送油及び電気工作物等の機械施設にかかる危害の防止の基本的対策
 - ③坑内採掘に伴う通気、落ばん、崩壊、運搬等に関する事項
 - ④火薬類の取扱い及びガンパー作業等による危害の防止の基本的対策
 - ⑤海中又は海底作業における危害の防止に関する事項
 - ⑥鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策

- ⑦休閉山する場合の危険物等の処理方法に関する事項
 - (2) 施設の保全に関する事項
 - ①主要施設の保全対策の概要
 - ②上記のほか、鉱山の施設の損壊により、他に被害を及ぼす恐れのある施設の保全の方法
 - ③休閉山時における施設の処置に関する事項
 - (3) 汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項
 - ①掘さく泥水及び坑廃水等の処理方法に関する事項
 - ②鉱業廃棄物の処理方法等に関する事項
 - ③ばい煙、騒音、振動による鉱害の防止対策
 - ④地盤沈下防止対策
 - ⑤油流出による海洋汚染防止対策
 - ⑥その他
- 添付図
- (海域採掘)
1. 鉱区位置図
 2. 鉱区図 (写し)
 3. 地質鉱床図 (平面図及び断面図)
 4. 地質柱状図
 5. 掘さく装置構造図
 6. 掘さく装置設置図 (正面図及び平面図)
 7. 海洋プラットフォーム (人工島) の構造図
 8. 海洋プラットフォーム (人工島) の設置図
 9. 坑口装置関係図
 10. ケーシングプログラム説明図
 11. 坑井封鎖、廃坑方式図
 12. 輸送系統図
 13. パイプライン敷設概要図
 14. 油田水、ガス田水、廃水処理系統図 (泥水も含む)
 15. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図
 16. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図 (平面図及び断面図)
 17. 泥水循環図
 18. 坑井仕上げ図
- (陸域採掘)
1. 鉱区位置図
 2. 鉱区図 (写し)

3. 地質鉱床図（平面図及び断面図）
4. 地質柱状図
5. 鉱山概況図（兼鉱山施設配置図）
6. 掘さく装置の機械配置図
7. 噴出防止装置設置図
8. やぐら設計図
9. ケーシングプログラム説明図
10. 坑井封鎖、廃坑方式図
11. 輸送系統図
12. パイプライン敷設概要図（埋設させる場合のみ）
13. 油田水、ガス田水、廃水処理系統図
14. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図
15. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図及び断面図）
16. 泥水循環図
17. 坑井仕上げ図
18. 掘さい計画図（坑口の位置、名称、標高）（坑内採掘のみ）
19. 通気及び運搬系統図（ " ）
20. 坑道支保規格図（ " ）

採掘施業案の記載の手引き

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
	施業案の分類		法第 63 条 法第 87 条 規則第 32 条 規則第 33 条	1. 施 業 案・・・一鉱区を対象として新規に作成する場合 2. 合併施業案・・・二以上の鉱区を対象として施業案を合併して作成する場合（新規に施業案を作成する場合、既認可の施業案を合併して作成する場合及び既認可の施業案に新たに鉱区を付加して作成する場合を含む。） 3. 変更施業案・・・既認可の施業案を変更する場合（既認可の分を変更し、かつ追加する場合を含む。） 変更（追加）施業案・・・既認可の分を変更せず追加のみを行う場合 4. 合併、変更施業案・・・既認可の分を変更して、かつ合併する場合（既認可の分を変更し、かつ、追加の上合併する場合を含む。）	
	住所	採掘（又は租鉱）権者の住所			
	採掘（又は租鉱）権者、氏名又は名称 ㊤	採掘（又は租鉱）権者の氏名又は名称及び押印	規則第 31 条 規則第 33 条	○ 鉱業（又は租鉱）原簿に登録されている氏名又は名称を記載すること。 ○ 鉱業権者が法人の場合にあつては法人名及び代表者を記載すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
1.	鉦区（又は租鉦区）の所在地及び面積			○ 鉦業代理人が選任されている場合は鉦業（又は租鉦）権者名を肩書とし（押印不要）、鉦業代理人の住所・氏名を併記し押印すること。	目的鉦物の変更
2.	採掘（又は租鉦区）権の登録番号			鉦業（又は租鉦）原簿に記載されている鉦区（又は租鉦区）の所在地及び面積を記載すること。 租鉦権の場合にあっては次の事項を併記すること。 ① 租鉦権の設定年月日 租鉦権の期限 採掘権者の登録番号 採掘権者名及び鉦山名 ② 特定鉦床租鉦権の場合は当該特定油層名	
3.	鉦山の名称			○ 鉦山名にはふりがなを付すこと。 ○ 同一経産局管内での同一名称はさけること。 ○ 「○○鉦業所」、「△△事業所」等としないで「○○鉦山」とすること。	
4.	目的とする鉦物の名称				
5.	試掘又は採掘に関する事項				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(1)	地質の状態	① 過去における調査、開発の経緯 ② 地質構造		○ 地域又は構造に対する地質学的、地化学的調査等及び試掘、開発の経緯。 ○ 申請区域内及びその周辺の地層、層序、岩相及び背斜、走向、傾斜、断層、その他地質状況の特殊性等。 なお、石油、天然ガスに関する地質構造（海域にあっては堆積盆地の分布状況及びその厚さ、炭化水素集積層の展開状況、集油構造等）に重点をおいて説明すること。	
(2)	主要な油層、ガス層又はアスファルト鉱床の位置及び厚さ	① 稼行対象油層の賦存状態 ② 油層の形式、性状 ③ 指定油層名 ④ 鉱量等		○ 対象油層の位置、深度、油田の地質構造、油層の分布範囲、油層の厚さ等について説明し、必要に応じキャップロックの状態についても説明すること。 ○ 対象油層の孔げき率、浸透率及びそれらの横方向への変化の状況、は水、ガスキャップの位置、油層に含まれる水、油・ガスの飽和率やその性質、油層圧、温度等 ○ 指定坑井名、所在地及び油層の形質に関する調査項目（油層が指定された場合のみ記載すること） ○ JIS（M1006）による確定、推定、予想の総可採鉱量、油・ガスの性状（成可、発熱量等）	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(3)	試掘の方法	① 試掘の計画		○ (イ) 坑井位置の選定理由と位置（海域にあっては離岸距離、水深等についても説明のこと。） なお、周辺の構造についても説明し、その中から試掘対象構造として採りあげた理由、対象構造のどの部分をねらい坑井位置を選定、決定したか等についても説明のこと。 (ロ) 予定深度、目的とする層、坑井名、目的層の種類とその深度、試掘予定深度についても説明のこと。 (ハ) ケーシングプログラム (ニ) 試掘予定期間	坑井数の増加
		② 掘さく方法、装置等		○ (イ) 掘さく方法、掘さく装置の名称、形式、構造、能力及び主要掘さく機械、設備の形式、能力、台数等 (ロ) 掘さく装置の移動方法、固定方法（海域のみ） (ハ) 掘さく装置の海洋（海底）占有の広さ（海域のみ） (ニ) 坑口装置の設置方法、名称、形式 (ホ) 海洋工作物の型式、構造及び規模（海域のみ）	掘さくリグの変更
		③ 掘さくバージと陸上基地との連絡方法			海洋工作物の大幅な変更
		④ 掘さく泥水成分と泥水検査の方法		○ 泥水検査の方法には、検査項目、検査頻度について説明すること。	
		⑤ 各種地層検査項目等		○ コア採取、カッテング、電気検層等の検査項目、検査頻度（掘さく深度〇〇m 毎等）	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(4) (4)-1	採掘の方法 開発関係	⑥ 遮水及び遮水試験、仕上げの方法 ⑦ 試油、試ガステストの方法 ⑧ 主要電気施設等 ⑨ 坑井封鎖の概要等 ① 開発計画		○ 遮水工事方法、遮水試験方法、仕上げの方法。 ○ テスト期間、テストのため採取した油・ガスの処理方法 ○ 受電地点、主要設備（受電、変電、負荷設備）の型式、能力、台数、鉱山施設とそれ以外との責任分界点、供給者名等の概要を説明すること。 ○ 自家発電設備のある場合は、それについても説明のこと。 ○ 坑井を封鎖する場合（廃坑を含む）は、その理由と概要を説明すること。 ○（イ）開発方法（海域における海洋プラットフォームの設置又は人工島の別等） （ロ）掘さく坑井数、坑井名、坑井位置（配置）の選定理由（海域にあつては離岸距離、水深等についても記載のこと）。なお、対象構造のどの部分をねらい坑井位置を選定、決定したか等についても説明のこと。 （ハ）予定深度、目的とする層。目的層の種類とその深度、掘削予定深度等についても説明のこと。 （ニ）ケーシングプログラム、ストレーナー位置 （ホ）採掘予定期間 （ヘ）予定日産量	坑井数の増加

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
		② 掘さく施設、装置 ③ 掘さくバージ、プラットフォームと陸上基地との連絡方法（海域のみ） ④ 掘さく泥水成分と泥水検査の方法 ⑤ 各種地層検査項目等 ⑥ 遮水及び遮水試験、仕上の方法		○（イ）海洋プラットフォーム（人工島）の設置位置、型式、構造、規模、設置方法（海域のみ）。なお、海底形質を変形させる場合は、それについても説明のこと。 （ロ）設置する場所の海象条件。風速及び波高（平常時、暴風時）、潮流、流氷について説明のこと。（海域のみ） （ハ）やぐらの形式、構造、規模、支持方法（陸域のみ） （ニ）掘さく機械の名称、型式、構造、能力、台数等 （ホ）坑口装置の設置方法、名称、型式、操作方法 （ヘ）その他海洋工作物の設置位置、型式、構造、規模、設置方法。海底工作物を設置する場合は、構造図、設置図を添付すること。（海域のみ） ○ 泥水検査の方法には、検査項目、検査頻度について説明すること。 ○ コア採取、カッテング、電気検層等の検査項目、検査頻度（掘さく深度〇〇m 毎等） ○ 遮水工事方法、遮水試験方法、仕上の方法。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(4)-2	生産関係	⑦ 採取の方法、採取施設		○ 自噴、ガスリフト、ポンプ等による採取の方法及び施設の種類、能力、数量について説明すること。また、既設施設との関連についても説明すること。なお、海域にあっては海上に設置するものと、陸上の設置するものを明示すること。	採取の方法又は施設の変更
		⑧ 二次採取の方法		○ ガス圧入法、水圧入法、燃焼法等の別及びその概要、主要施設の種類、能力、台数について説明すること。また、坑井位置図、施設系統図等を必要に応じ添付すること。	二次採取の方法の変更
		⑨ 主要電気施設等		○ 受電地点、主要設備（受電、変電、負荷設備）の型式、能力、台数、鉱山施設とそれ以外との責任分界点、供給者名等の概要を説明すること。	
		⑩ 坑井封鎖の概要等		○ 自家発電設備のある場合は、それについても説明のこと。	
		① 既存坑井の状況		○ 坑井を封鎖する場合は、封鎖措置を実施する理由、封鎖措置の概要。	
		② 生産の状況		○ 地区別、採取方法別の坑井数、休止井数、廃坑予定井数	
		③ 採取の方法、採取施設		○ 地区別累計生産量、最近1年間の平均日産量、平均減退率、ガス油比又はガス水比	
		④ 主要電気施設等		} (4)-1-⑦、(4)-1-⑨で認可を受けた内容が生産の段階で変更された場合のみ記載すること。	採取方法、採取施設の変更

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(4)-3	管理	① 産出状況の管理（堪液面、ガス油比、ガス水比、坑底圧の測定等） ② 圧入による鉱床破壊防止の監視 ③ 施設の運転、制御管理		○ この項では、生産及び施設の運転管理に関するこのみ（記載事項中の該当するもの）記載し、施設の保安全管理、鉱害防止関係の管理等は8.以降に記載すること。	
(5)	1年間における産出予定量	1年間における地区別生産計画（四半期ごとに）			
(6)	採掘を行うための資金計画	事業に必要となる設備資金、運転資金を含めた創業資金の運用計画		○ 鉱業権設定後の事業を行うための資金計画を記載すること。 ○ 鉱害が生じた場合の資金計画についても記載すること。	採掘計画に影響を及ぼすような資金計画の変更
(7)	採掘を行うための体制	鉱業の実施に当たる主たる技術者の組織・体制		○ 「主たる技術者」とは、組織・体制上一定の責任を有する技術者又は監督権限を有する技術者をいう。 ○ 事業の一部について外注する場合は、当該請負先における主たる技術者の組織・体制を記載すること。	技術者の組織・体制に影響を及ぼすような主たる技術者の変更
6.	運搬に関する事項	油・ガスの輸送方法とその規模、既設の輸送方法との関連		○ 既設の輸送方法との関連については、例えば開発ガスの圧力と既設パイプラインとの圧力との関係（既設パイプラインをどう利用するか等）等について説明すること。	輸送方法及び施設の主要なものの変更
(1)	油・ガスの輸送方法				
(2)	油ガスの油層施設	輸送施設の設置場所、名称、型式、能力、数量、		○ 鉱山施設とガス事業法適用施設との責任分界点についても説明のこと。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
7.	処理に関する事項	設置方法（パイプライン）等 油ガスの処理方法及び処理のための主要施設、処理能力（エマルジョン処理装置、ガソリンプラント、スタピライザープラント、液化プラント、圧縮プラント等）		○ 必要に応じ処理系統図を添付して説明のこと。 ○ 圧縮ガスの貯蔵を行う場合は、ボンベ及び貯蔵容器への貯蔵方法について説明すること。	主要処理方法、処理施設、能力の変更
8.	操業上の危害予防に関する事項				
(1)	作業の安全、その他人に対する危害の予防に関する事項	① 墜落、機械・器具による災害等、災害防止の基本的対策 ② 掘さく（試油作業を含む。）、採油、改修（抜管、チュービング取替も含む。）、廃坑、貯蔵、送油及び電気工作物等の機械施設にかかる危害の防止の基本的対策		①～②について ○ 掘さく、検層、海底作業等、請負作業が行われることも多いので、保安管理体制及び保安教育について基本事項にも言及すること。 ○ 保護具及び命綱の使用、安全施設及び照明設備の設置等について説明すること。 ○ 石油の噴出防止対策（噴出防止装置の設置及び同設置の名称、能力等）、石油噴出時の対策（非常用泥水、調泥剤の量等）、改修作業における石油噴出防止のための手順等についても説明すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(2)	施設の保全に関する事項	③ 坑内採掘に伴う、通気、落ばん、崩壊、運搬等に関する事項 ④ 火薬庫の取扱い及びガンパー作業による危害の防止の基本的対策 ⑤ 海中又は海底作業における危害の防止に関する事項 ⑥ 鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策 ⑦ 休閉山する場合の危険物等の処理方法に関する事項 ① 主要施設の保全対策の概要		○ (イ) 通気の方法、主要入排気坑の位置及び名称 (ロ) 支保の種類及び規格 (ハ) 主要人道の経路と坑道規格 (ニ) 照明設備の種類及び形式等について説明すること。 ○ 火薬庫を設け、火薬類取締法による認可を受けた際には届け出ること。なお、火薬類取締所の設置の有無、概要を記載すること。 火薬庫を設けない場合、購入、保管、受払の方法等について説明すること。(委託保管するときは、契約書の写しを添付すること。) ○ 直轄、請負の区分を明らかにし、直轄の場合は、保安対策の概要及び使用する装置等の名称、規格等を説明するものとし、請負の場合は、依託契約書の写しを添付すること。 ○ 安全な保安距離の確保、さく囲、警標等の設置等について説明すること。 ○ 毒劇物、火薬類、危険物等の適正処理方法について説明すること。 ○ (イ) 掘さくバージ、海洋採掘施設の保全対策 (ロ) やぐらの倒壊防止対策 (ハ) 火薬類又は爆発のおそれのある箇所における火気の使用禁止及び電気施設の設置制限対策	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(3)	汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項	② 上記のほか、鉱山の施設の損壊により、他に被害を及ぼすおそれのある施設の保全の方法 ③ 休閉山における施設の処置に関する事項 ① 掘さく泥水及び坑廃水等の処理方法に関する事項 ② 鉱業廃棄物の処理方法等に関する事項		(ニ) 消火設備の設置並びに火気取扱及び使用に対する安全対策 (ホ) 掘さく装置、採油装置、送油施設の保全対策等について説明すること。 ○ 安全装置、監視装置の設置等について説明すること。 ○ 坑井等を残存する場合には、その保全対策についても説明すること。 ○ 海域に関わるものについては、油の処理についても記載すること。 ○ 掘くず、沈でん物、油砂等の掘さくバージ又は海洋掘採施設内における処理方法、流出防止対策及び搬出、運搬方法並びに陸上における処理方法について説明すること。 ○ たい積場又は埋立場の位置、構造、容量並びに管理保全方法（休閉山時も含む。）についても説明すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
		③ ばい煙、騒音、振動による鉱害の防止対策 ④ 地盤沈下防止対策 ⑤ 油流出による海洋汚染防止対策		○（イ）ばい煙発生施設、ばい煙処理の方法及び施設について説明すること。 （ロ）騒音規制鉱山又は振動規制鉱山においては、騒音発生施設、振動発生施設、周辺の状況、防止方法、防止施設について説明すること。 ○ 水溶性ガス田及び地盤沈下による鉱害の問題が発生するおそれのある構造的油・ガス田について記載するものとし、当該地域の規制の状況及び地盤沈下防止対策を説明するものとする。 水溶性ガス田については、坑井間隔、付随水の揚排水量、地下還元井の設置、地盤沈下観測体制（観測井の設置、水準測量の実施）についても説明するものとする。 ○ 海域にかかわるものについて記載するものとし、荒天候対策、流出油防除器材の量等基本事項を説明するものとする。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
		⑥ その他 i) 鉱業法第 64 条に該当する物件又はこれに準ずる物件並びにその他の権益とその調整、被害防止対策 ii) 重複鉱区、又は隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項 iii) 鉱業用地の占有権限（所有地、借地権別）の範囲 iv) 鉱業権設定の時の許可条件の項目とその対応策	鉱業法第 64 条	○ 下記（イ）～（ニ）までの協定書等がある場合は、その写しを添付すること。 （イ）海域にあっては、「その他の権益とその調整…」において、船舶並びに航空機の航行、漁業との調整について説明し、漁業組合との協定書を添付すること。 （ロ）港湾区域内並びに漁港区域内の水域において操業の場合は許可書（写し）を添付すること。 （ハ）又他法令との関係がある場合は、その許可書（写し）も添付すること。 （ニ）掘採の制限内で掘採する場合は、管理庁又は管理人の承諾書（写し）を添付すること。 ○ 重複鉱区の有無、操業か所との関係、調整方法等、隣接鉱区の有無、調整方法等について説明のこと。 ○ 海域にあっては、陸上のたい積場、陸上基地等の用地について記載し、借地の場合は承諾書（写し）等を添付すること。	

採掘施業案添付図

- 注1 添付図には表題を記入の上、図番、縮尺、方位を付記のこと。
 2 各図面に使用する記号は JIS、M0101（鉱山記号）によること。
 3 添付図の目次は申請書に必ず付記すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(海域採掘)					
1.	鉱区位置図	鉱区、坑井位置陸上基地、水深、漁業区域を図示すること。また隣接、重複鉱区のある場合はその登録番号、鉱業権者名を表示のこと。		○ 海上保安庁発行の海図を利用すること。(国土地理院発行の 1/20 万の地形図 を代用してもよい。)	
2.	鉱区図（写し）	鉱区許可図（写し）に坑井（坑口及び坑底）を図示すること。		○ 鉱区図（写し）は、当該施業鉱区のみとし施行しない鉱区については、鉱区位置図に図示のこと。 ○ 坑井位置は、緯度、経度、離岸距離（○○から～km）を表示のこと。	
3.	地質鉱床図（平面図及び断面図）	地層の走向、傾斜、主要な断層の走向、傾斜、落差、名称。背斜軸、向斜軸、その他構造線、名称。試堀井、既試堀井、既開発井の位置、名称。断面図には油徴、ガス徴地を記入すること。		○ 陸地との関連がある場合はその旨図示のこと。 ○ 地質状況については申請区域だけに限らず、その周辺まで記入することとするが、不明の場合は申請区域（場合によっては施業予定か所のみ）のみでよい。 ○ 断面図は地層別に地質平面図と同様の着色をすること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を 必要とする内容
番号	項目				
4.	地質柱状図	層序と地層の名称、岩種、岩質、地層の厚さ及びその累計深度		○ 申請区域の標準地質柱状図とし、申請区域のものが無い場合には、その付近における標準地質柱状図とし、地層別に地質図と同じに着色すること。	
5.	掘さく装置構造図（正面図及び平面図）			正面、側面、平面等に分けてバージの形態並びに主要装置、主要機器の配置がわかる内容とすること。	
6.	掘さく装置設置図			平面図にはアンカーまで図示すること。	
7.	海洋プラットフォーム（人工島）の構造図				
8.	海洋プラットフォーム（人工島）の設置図			海底形質を変形させる場合はどのように変形させたかわかるような図とすること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
9.	坑口装置関係図	水中立上管、噴出防止装置		バージのパイロット室から水中立上管、コンタクターパイプまでとする。 パイプラインによる場合は、油、ガス別に経路を色別すること。 海底形質を変形させる場合は、変形前後の状態がわかるような図とすること。	
10.	ケーシングプログラム説明図				
11.	坑井封鎖、廃坑方式図				
12.	輸送系統図				
13.	パイプライン敷設概要図（埋設させる場合のみ）				
14.	油田水、ガス田水、廃水処理系統図（泥水も含む）				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
15.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図	地形、地目（山林、畑等の利用状況） 河川、水路、道路、建物等周辺の状況を記載すること。			
16.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図及び断面図）				
17.	泥水循環図				
18.	坑井仕上図				
（ 陸域採掘 ）					
1.	鉱区位置図	鉱区、主要坑井、道路を朱記すること。また、隣接、重複鉱区のある場合は、その登録番号、鉱業権者名を表示のこと。		○ 国土地理院発行の 1/5 万の地形図を利用すること。 ○ 道路は山元事務所から最寄駅（港）又は都道府県までの経路を朱記すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
2.	鉱区図（写し）	鉱区許可図（写し）に主要坑井（坑口、坑底）を図示すること。		鉱区許可図（写し）は、地形表示の鉱区については測点相互間及び基点と測点間の方位、距離を、数値表示の鉱区については頂点の座標値及び最寄りの三角点を明確にして、添付すること。	
3.	地質鉱床図（平面図及び断面図）	縮尺は任意、鉱区図（写し）と兼用してもよい。 地層の走向、傾斜、主要な断層の走向、傾斜、落差、名称。 背斜軸、向斜軸、その他構造線、名称。 試掘井、既試掘井、既開発井の位置、名称。 油徴、ガス徴地を明示すること。また鉱区境界線及び鉱区登録番号も記入すること。		○ 隣接あるいは重複鉱区がある場合は、その状況を明確にすること。 ○ 地質状況については、鉱区全域及び周辺にわたり地質状況を記入することとするが、不明の場合は施業予定か所のみでよい。 ○ 断面図は地層別に地質平面図と同様の着色をすること。	
4.	地質柱状図	層序と地層の名称、岩種、岩質、地層の厚さ及びその累計深度		○ 申請区域の標準地質柱状図とし、申請区域のものが無い場合は、その付近における標準地質柱状図とし、地層別に地質図と同じに着色すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を 必要とする内 容
番号	項目				
5.	鉱山概況図 (兼鉱山施設配置図)	主要坑井、休廃止坑井、坑井名、主要建設物、泥だめ、沈殿池、油砂のたい積場。 付近の道路（国、県市町村の別）、建物、河川、その他鉱業法第 64 条物件を記入すること。		各装置に名称を付すること。	
6.	掘さく装置の機械配置図				
7.	噴出防止装置設置図				
8.	やぐら設計図				
9.	ケーシングプログラム説明図				
10.	坑井封鎖、廃坑方式図				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
11.	輸送系統図			パイプラインによるときは、油、ガス別に経路を色別すること。	
12.	パイプライン敷設概要図（埋設させる場合のみ）				
13.	油田水、ガス田水、廃水処理系統図				
14.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図				
		地形、地目（山林、畑等の利用状況）、河川、水路、道路、建物等周辺の状況を記載すること。			

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を 必要とする内 容
番号	項目				
15.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図及び断面図）	坑口の位置、名称、標高			
16.	泥水循環図				
17.	坑井仕上げ図				
18.	掘さい計画図				
19.	通気及び運搬系統図				
20.	坑道の支保規格図				

鉱業法施行規則第 27 条（様式第 20（その
6））に基づく試掘権に関する施業案の記載の
手引き

（石油及び可燃性天然ガス鉱山）

資源エネルギー庁

1. 一般的留意事項

- (1) 施業案提出の際は、別紙1及び別紙2の様式により届出書を提出すること。
- (2) 施業案の届出は、別紙3の様式により、正本1部、副本2部を提出すること。
- (3) 鉱業権者が共同の場合は、全員の住所・氏名を連記し、代表鉱業権者の住所・氏名を記載し、押印の上届出すること。
- (4) 鉱業代理人が届出する場合は、鉱業権者名を併記すること。
- (5) 合併施業案届出の場合は、試掘計画範囲の鉱区のみを対象とすること。
- (6) 変更施業案届出の場合は変更事項のみ記載し、変更がない事項については「変更なし」と記載すること。
- (7) 記載の手引き中の記載事項について、該当事項のない場合は、その旨記載すること。
- (8) 施業案の記載事項中、添付図面により説明する場合は、当該施業案の記載事項欄にその旨記載すること。
- (9) 施業案の添付図には、葉ごとに「○○○鉱山、施業案添付図」と記載するほか、届出年月日、図面番号、図面名、及び鉱業権者名を記載すること。
- (10) 届出書の文章は口語体とし、当用漢字、現代かなづかいとすること。
- (11) 届出書用紙の大きさは、A列4判、横書き左とじとすること。

2. 施業案の更新

次の場合は経済産業局の指導により新たな施業案の届出を行うこと。

- (1) 施業案変更の届出は、本記載の手引きのとおり、主要な施設、作業方法のみであり、軽微なものは除外されているため、軽微な変更が重なることにより、施業の実態と既に届け出た施業案と大きな相違が生じてくる場合がある。この場合は施業の実態とあった施業案を新たに届け出ること。
- (2) 変更施業案が度重なることにより施業案による施業の実態把握に困難を生じてきた場合は、これらを1つにまとめた新たな施業案を届け出ること。

(別紙 1)

試掘権に関する施業案届出書

平成 年 月 日

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所	
	氏名	印
〔 鉱業代理人	住所	〕
	氏名	

下記の鉱業権について、施業案を別紙のとおり届出します。

記

1. 鉱業権の登録番号
2. 鉱山名

記載注意

1. 合併施業案の届出の場合は標題に「合併」と追加記載すること。
2. 鉱区数が多い場合は、代表鉱区番号他〇〇件と記載し、その他の鉱区番号は別紙に記載添付すること。

(別紙2)

試掘権に関する変更施業案届出書

平成 年 月 日

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所	
	氏名	印
〔 鉱業代理人	住所	〕
	氏名	

平成 年 月 日 付けをもって届出した〇〇鉱山にかかる変更施業案を下記の理由により、別紙のとおり届出します。

記

1. 鉱業権の登録番号
2. 鉱山名
3. 変更申請の理由

記載注意

別紙(1)に準ずる。

(別紙3)

試掘権に関する施業案

近畿経済産業局長 殿

鉱業権者	住所 氏名	印
〔 鉱業代理人	住所 氏名	
		印

1. 鉱区の所在地及び面積
2. 試掘権の登録番号
3. 鉱山の名称
4. 目的とする鉱山の名称
5. 試掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - ①過去における調査開発の経緯
 - ②地質構造
 - (2) 試掘の方法
 - ①試掘の計画
 - ②掘さく方法、装置等
 - ③掘さくバージと陸上基地との連絡方法
 - ④掘さく泥水成分と泥水検査の方法
 - ⑤各種地層検査項目等
 - ⑥遮水及び遮水試験、仕上の方法
 - ⑦試油、試ガステストの方法
 - ⑧主要電気施設等
 - ⑨坑井の封鎖の概要等
 - (3) 試掘を行うための資金計画
 - (4) 試掘を行うための体制
6. 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 作業の安全、その他人に対する危害の予防に関する事項
 - ①墜落、機械・器具による災害等、災害防止の基本的対策
 - ②掘さく（試油作業を含む）、改修（抜管、チュービング取替を含む）、廃坑及び電気工作物等の機械施設にかかる危害の防止の基本的対策

- ③坑内採掘に伴う通気、落ばん、崩壊、運搬等に関する事項
 - ④火薬類の取扱い及びガンパー作業等による危害の防止の基本的対策
 - ⑤海中又は海底作業における危害の防止に関する事項
 - ⑥鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策
 - ⑦休閉山する場合の危険物等の処理方法に関する事項
 - (2) 施設の保全に関する事項
 - ①主要施設の保全対策の概要
 - ②上記のほか、鉱山の施設の損壊により、他に被害を及ぼす恐れのある施設の保全の方法
 - ③休閉山時における施設の処置に関する事項
 - (3) 汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項
 - ①掘さく泥水及び坑廃水等の処理方法に関する事項
 - ②鉱業廃棄物の処理方法等に関する事項
 - ③ばい煙、騒音、振動による鉱害の防止対策
 - ④油流出による海洋汚染防止対策
 - ⑤その他
- 添付図
- (海域採掘)
- 1. 鉱区位置図
 - 2. 鉱区図 (写し)
 - 3. 地質鉱床図 (平面図及び断面図)
 - 4. 地質柱状図
 - 5. 掘さく装置構造図
 - 6. 掘さく装置設置図 (正面図及び平面図)
 - 7. 坑口装置関係図
 - 8. ケーシングプログラム説明図
 - 9. 坑井封鎖、廃坑方式図
 - 10. 油田水、ガス田水、廃水処理系統図 (泥水も含む)
 - 11. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図
 - 12. 鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図 (平面図及び断面図)
 - 13. 泥水循環図
- (陸域採掘)
- 1. 鉱区位置図
 - 2. 鉱区図 (写し)
 - 3. 地質鉱床図 (平面図及び断面図)
 - 4. 地質柱状図

5. 鉦山概況図（兼鉦山施設配置図）
6. 掘さく装置の機械配置図
7. 噴出防止装置設置図
8. やぐら設計図
9. ケーシングプログラム説明図
10. 坑井封鎖、廃坑方式図
11. 油田水、ガス田水、廃水処理系統図（泥水も含む）
12. 鉦業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図
13. 鉦業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図及び断面図）
14. 泥水循環図

試掘施業案の記載の手引き

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
	施業案の分類		法第 63 条 規則第 32 条	1. 施 業 案・・・一鉱区を対象として新規に作成する場合 2. 合併施業案・・・二以上の鉱区を対象として施業案を合併して作成する場合（新規に施業案を作成する場合、既届出の施業案を合併して作成する場合及び既届出の施業案に新たに鉱区を付加して作成する場合を含む。） 3. 変更施業案・・・既届出の施業案を変更する場合（既届出の分を変更し、かつ追加する場合を含む。） 変更（追加）施業案・・・既届出の分を変更せず追加のみを行う場合 4. 合併、変更施業案・・・既届出の分を変更して、かつ合併する場合（既届出の分を変更し、かつ、追加の上合併する場合を含む。）	
	住所 試掘権者氏名又は名称 ㊤	試掘権者の住所 試掘権者の氏名又は名称 及び押印	規則第 31 条	○ 鉱業原簿に登録されている氏名又は名称を記載すること。 ○ 鉱業権者が法人の場合にあつては法人名及び代表者を記載すること。 ○ 鉱業代理人が選任されている場合は鉱業権者名を肩書とし（押印不要）、鉱業代理人の住所氏名を併記し押印すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
1.	鉱区の所在地及び面積			○ 鉱業原簿に記載されている鉱区の所在地及び面積を記載すること。	目的鉱物の変更
2.	試掘権の登録番号				
3.	鉱山の名称			○ 鉱山名にはふりがなを付すこと。 ○ (イ) 同一経産局管内での同一名称はさけること。 (ロ) 「○○鉱業所」、「△△事業所」等としないで「○○鉱山」とすること。	
4.	目的とする鉱物の名称				
5.	試掘に関する事項				
(1)	地質の状態	① 過去における調査、開発の経緯 ② 地質構造		○ 地域又は構造に対する地質学的、地化学的調査等及び試掘、開発の経緯。 ○ 申請区域内及びその周辺の地層、層序、岩相及び背斜、走向、傾斜、断層、その他地質状況の特殊性等。とくに石油、天然ガスに関する地質構造（海域にあっては堆積盆地の分布状況及びその厚さ、炭化水素集積層の展開状況、集油構造等）に重点をおいて説明すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(2)	試掘の方法	① 試掘の計画 ② 掘さく方法、装置等 ③ 掘さくバージと陸上基地との連絡方法 ④ 掘さく泥水成分と泥水検査の方法 ⑤ 各種地層検査項目等		○ (イ) 坑井位置の選定理由と位置（海域にあっては離岸距離、水深等についても説明のこと。） なお、周辺の構造についても説明し、その中から試掘対象構造として採りあげた理由、対象構造のどの部分をねらい坑井位置を選定、決定したか等についても説明のこと。 (ロ) 目的層の種類とその深度、試掘予定深度とそれを決定した理由等 (ハ) ケーシングプログラム (ニ) 試掘予定期間 ○ (イ) 掘さく方法、掘さく装置の名称、形式、構造、能力及び主要掘さく機械設備の形式、能力、台数等 (ロ) 掘さく装置の移動方法、固定方法（海域のみ） (ハ) 掘さく装置の海洋（海底）占有の広さ（海域のみ） (ニ) 坑口装置の設置方法、名称、形式、操作方法 (ホ) 海洋工作物の型式、構造及び規模（海域のみ） ○ 泥水検査の方法には、検査項目、検査頻度について説明すること。 ○ コア採取、カッテング、電気検層等の検査項目、検査頻度（掘さく深度〇〇m 毎等）	坑井数の増加 掘さくリグの変更 海洋工作物の大幅な変更

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(3)	試掘を行うための資金計画	⑥ 遮水及び遮水試験、仕上の方法		○ 遮水工事方法、遮水試験方法、仕上の方法。	試掘計画に影響を及ぼすような資金計画の変更
		⑦ 試油、試ガステストの方法		○ テスト期間、方法について説明のこと。	
		⑧ 主要電気施設等		○ 受電地点、主要設備（受電、変電、負荷設備）の型式、能力、台数、鉱山施設とそれ以外との責任分界点、供給者名等の概要を説明すること。	
(4)	試掘を行うための体制	⑨ 坑井封鎖の概要等		○ 自家発電設備のある場合は、それについても説明のこと。	技術者の組織・体制に影響を及ぼすような主たる技術者の変更
		事業に必要となる設備資金、運転資金を含めた創業資金の運用計画		○ 坑井を封鎖する場合（廃坑を含む）は、封鎖措置を実施する理由、封鎖措置の概要を説明すること。	
		鉱業の実施に当たる主たる技術者の組織・体制		○ 鉱業権設定後の事業を行うための資金計画を記載すること。	
6.	操業上の危害予防に関する事項	① 墜落、機械・器具による災害等、災害防止の基本的対策		○ 鉱害が生じた場合の資金計画についても記載すること。	
				○ 「主たる技術者」とは、組織・体制上一定の責任を有する技術者又は監督権限を有する技術者をいう。	
				○ 事業の一部について外注する場合は、当該請負先における主たる技術者の組織・体制を記載すること。	
6.	操業上の危害予防に関する事項	① 墜落、機械・器具による災害等、災害防止の基本的対策		①～②について	
				○ 掘さく、検層、海底作業等、請負作業が行われることも多いので、保安全管理体制及び保安教育について基本事項にも言及すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(1)	作業の安全、その他人に対する危害の予防に関する事項	② 掘さく（試油作業を含む。）、改修（抜管、チュービング取替を含む。）、廃坑及び電気工作物等の機械施設にかかる危害の防止の基本的対策 ③ 坑内採掘に伴う、通気、落ばん、崩壊、運搬等に関する事項 ④ 火薬庫の取扱い及びガンパー作業による危害の防止の基本的対策 ⑤ 海中又は海底作業における危害の防止に関する事項 ⑥ 鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策		○ 保護具及び命綱の使用、安全施設及び照明設備の設置等について説明すること。 ○ 石油の噴出防止対策（噴出防止装置の設置及び同設置の名称、能力等）、石油噴出時の対策（非常用泥水、調泥剤の量等）、改修作業における石油噴出防止のための手順等についても説明すること。 ○イ 通気の方法、主要入排気坑の位置及び名称 ロ 支保の種類及び規格 ハ 主要人道の経路と坑道規格 ニ 照明設備の種類及び形式等について説明すること。 ○ 火薬庫を設け、火薬類取締法による認可を受けた際には届け出ること。なお、火薬類取締所の設置の有無、概要を記載すること。火薬庫を設けない場合、購入、保管、受払の方法等について説明すること。（依託保管するときは、契約書の写しを添付すること。） ○ 直轄、請負の区分を明らかにし、直轄の場合は、保安対策の概要及び使用する装置等の名称、規格等を説明するものとし、請負の場合は、委託契約書の写しを添付すること。 ○ 安全な保安距離の確保、さく囲、警標等の設置等について説明すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(2)	施設の保全に関する事項	⑦ 休閉山する場合の危険物等の処理方法に関する事項 ① 主要施設の保全対策の概要		○ 毒劇物、火薬類、危険物等の適正処理方法について説明すること。 ○ (イ) 掘さくバージ、海洋採掘施設の保全対策 (ロ) やぐらの倒壊防止対策 (ハ) 火薬類又は爆発のおそれのある箇所における火気の使用禁止及び電気施設の設置制限対策 (ニ) 消火設備の設置並びに火気取扱及び使用に対する安全対策 (ホ) 掘さく装置、採油装置、送油施設の保全対策、等について説明すること。 ○ 安全装置、監視装置の設置等について説明すること。	
(3)	汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項	② 上記のほか、鉱山の施設の損壊により、他に被害を及ぼすおそれのある施設の保全の方法 ③ 休閉山時における施設の処置に関する事項 ① 掘さく泥水及び坑廃水等の処理方法に関する事項 ② 鉱業廃棄物の処理方法等に関する事項		○ 坑井等を残存する場合には、その保全対策についても説明すること。 ○ 海域にかかわるものについては、油の処理についても記載すること。 ○ 掘くず、沈でん物、油砂等の掘さくバージ又は海洋掘採施設内における処理方法、流出防止対策及び搬出、運搬方法並びに陸上における処理方法について説明すること。 ○ たい積場又は埋立場の位置、構造、容量並びに管	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
		③ ばい煙、騒音、振動による鉱害の防止対策 ④ 油流出による海洋汚染防止対策 ⑤ その他 (i) 鉱業法第 64 条に該当する物件又はこれに準ずる物件並びにその他の権益とその調整、被害防止対策 (ii) 重複鉱区、又は隣接鉱区の鉱業権者との操業	鉱業法第 64 条	理保全方法（休閉山時も含む。）についても説明すること。 ○ (イ) ばい煙発生施設、ばい煙処理の方法及び施設について説明すること。 (ロ) 騒音規制鉱山又は振動規制鉱山においては、騒音発生施設、振動発生施設、周辺の状況、防止方法、防止施設について説明すること。 ○ 海域にかかわるものについて記載するものとし、荒天時対策、流出油防除器材の量等基本事項を説明するものとする。 ○ 下記 (イ) ～ (ニ) までの協定書等がある場合は、その写しを添付すること。 (イ) 海域にあっては、「その他の収益とその調整…」において、船舶並びに航空機の航行、漁業との調整について説明し、漁業組合との協定書を添付すること。 (ロ) 港湾区域内並びに漁港区域内の水域において操業の場合は許可書（写し）を添付すること。 (ハ) 又他法令との関係がある場合は、その許可書（写し）も添付すること。 (ニ) 掘採の制限内で掘採する場合は、管理庁又は管理人の承諾書（写し）を添付すること。 ○ 重複鉱区の有無、操業か所との関係、調整方法等、隣接鉱区の有無、調整方法等について説明のこと。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
		の調整に関する事項 (iii) 鉱業用地の占有権限 (所有権、借地権別) の範囲 (iv) 鉱業権設定の時の許可条件の項目とその対応策		○ 海域にあっては、陸上のたい積場、陸上基地等の用地について記載し、借地の場合は承諾書（写し）等を添付すること。	

試掘施業案添付図

- 注1 添付図には表題を記入の上、図番、縮尺、方位を付記のこと。
 2 各図面に使用する記号は JIS、M0101（鉱山記号）によること。
 3 添付図の目次は申請書に必ず付記すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(海域探掘)					
1.	鉱区位置図	鉱区、坑井位置陸上基地、水深、漁業区域を図示すること。また隣接、重複鉱区のある場合はその登録番号、鉱業権者名を表示のこと。		○ 海上保安庁発行の海図を利用すること（国土地理院発行の 1/20 万の地形図を代用してもよい）	
2.	鉱区図（写し）	鉱区許可図（写し）に坑井（坑口及び坑底）を図示すること。		○ 鉱区図（写し）は、当該施業鉱区のみとし施業しない鉱区については、鉱区位置に図示のこと。 ○ 坑井位置は、緯度、経度、離岸距離（○○から～km）を表示のこと。	
3.	地質鉱床図（平面図及び断面図）	地層の走向、傾斜、主要な断層の走向、傾斜、落差、名称。背斜軸、向斜軸、その他構造線、名称。試掘井、既試掘井、既開発井の位置、名称。断面図中には油徴、ガス徴地を明示すること。また、鉱区境界線及び鉱区登録番号も記入すること。		○ 陸地との関連がある場合はその旨図示のこと。 ○ 申請区域だけに限らず、その周辺まで記入することとするが、不明の場合は申請区域（場合によっては施業予定か所のみ）のみでよい。 ○ 断面図は地層別に地質図と同様の着色をすること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を 必要とする内容
番号	項目				
4.	地質柱状図	層序と地層の名称、岩種、岩質、地層の厚さ及びその累計深度		○ 申請区域の標準地質柱状図とし、申請区域のものが無い場合には、その付近における標準地質柱状図とし、地層別に地質図と同じに着色すること。	
5.	掘さく装置構造図			○ 正面、側面、平面等に分けてバージの形態並びに主要装置、主要機器の配置がわかる内容とすること。	
6.	掘さく装置設置図	正面図（側面）、平面図		○ 平面図にはアンカーまで図示すること。	
7.	坑口装置関係図	水中立上管、噴出防止装置		○ バージのパイロット室から水中立上管、コンタクターパイプまでとする。	
8.	ケーシングプログラム説明図				
9.	坑井封鎖、廃坑方式図				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を 必要とする内容
番号	項目				
10.	油田水、ガス田水、廃水処理系統図（泥水も含む）	地形、地目（山林、畑等の利用状況） 河川、水路、道路、建物等周辺の状況を記載すること。			
11.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図				
12.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図及び断面図）				
13.	泥水循環図				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
(陸域採掘)					
1.	鉱区位置図	鉱区、主要坑井、道路を朱記すること。また、隣接、重複鉱区のある場合は、その登録番号、鉱業権者名を表示のこと。		○ 国土地理院発行の 1/5 万の地形図を利用すること。 ○ 道路は山元事務所から最寄駅（港）又は都道府県までの経路を朱記すること。	
2.	鉱区図（写し）	鉱区許可図（写し）に主要坑井（坑口及び坑底）を図示すること。		○ 鉱区許可図（写し）は、地形表示の鉱区については測点相互間及び基点と測点間の方位、距離を、数値表示の鉱区については頂点の座標値及び最寄りの三角点を明確にし、添付すること。	
3.	地質鉱床図（平面図及び断面図）	縮尺は任意、鉱区図（写し）と兼用してもよい。 試掘予定位置、断層、しゅう曲等、断面図中には、油徴、ガス徴地を記入すること。また、鉱区境界線及び鉱区登録番号も記入すること。		○ 隣接あるいは重複鉱区がある場合は、その状況を明確にすること。 ○ 地質状況については、鉱区全域及び周辺にわたり地質状況を記入することとするが、不明の場合は施業予定か所のみでよい。 ○ 断面図は地層別に地質図と同様の着色をすること。	
4.	地質柱状図	層序と地層の名称、岩種、岩質、地層の厚さ及びその累計深度		○ 申請区域の標準地質柱状図とし、申請区域のものが無い場合は、その付近における標準地質柱状図とし、地層別に地質図と同じに着色すること。	

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
5.	鉱山概況図 (兼鉱山施設配置図)	主要坑井、休廃止坑井、坑井名、主要建設物、泥だめ、沈殿池、油砂のたい積場。 付近の道路（国、県市町村の別）、建物、河川、その他鉱業法第 64 条物件を記入すること。		各装置に名称を付すること。	
6.	掘さく装置の機械配置図				
7.	噴出防止装置設置図				
8.	やぐら設計図				
9.	ケーシングプログラム説明図				
10.	坑井封鎖、廃坑方式図				

事項		記載項目	関係条文	説明事項	変更施業案を必要とする内容
番号	項目				
11.	油田水、ガス田水、廃水処理系統図	処理施設、沈殿池等について記載すること。 地形、地目（山林、畑等の利用状況）、河川、水路、道路、建物等周辺の状況を記載すること。			
12.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場位置図				
13.	鉱業廃棄物のたい積場及び埋立場構造図（平面図、断面図）				
14.	泥水循環図				

